令和７年第１回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和７年３月６日（木曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午前１０時　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　村松　浩喜	８番　森澤　文王	９番　村田　桂子
１０番　榎本　真弓	１１番　今井　英昭	１２番　今井　　清

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳　　副町長　小平春幸　　教育長　塩澤勝巳

総務課長　今井一行　　町民課長　荻原義行　　企画課長　竹重和明

教育次長　羽場厚子　　建設環境課長　篠原英男

産業振興課長　市川　偉　　会計管理者　櫻井千佳

庶務係長　田口　仁

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　羽場雅敏　　書記　伊藤百合子

散会　　午前１１時３４分

（午前10時00分　開議）

議長（今井　清君）　おはようございます。これから本日３月６日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第３号

議長（今井　清君）　日程第１　議案第３号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第２　議案第４号

議長（今井　清君）　日程第２　議案第４号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第３　議案第５号

議長（今井　清君）　日程第３　議案第５号　立科町子ども・子育て会議条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　立科町子ども・子育て会議条例というのは、こども家庭庁の発足に伴って設けられるものかなというふうに理解しますけれど、予算も２万8,000円と非常に少額なんですが、具体的な中身ですよね、本会議では子ども・子育て支援事業計画についてというお話だったんですが、具体的にはどのようなことを議論されるのでしょうか。また、何回行われるんでしょうか。そのことについてお伺いをしたいと思います。また、具体的な成果としてはどのようなものを狙っているんでしょうか。お願いします。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えをいたします。

本会議の内容でございますけれども、子育ての実情や子育て当事者の意見を計画に反映させる。この計画でございますけれども、提案説明でも申し上げました、現在策

定中でございます第３期立科町子ども・子育て支援事業計画というものになります。こちらのこれを本年度策定をいたしまして、次年度から実行されるというものでございますけれども、この内容の、引き続き内容の確認、そういったことを年１回程度のペースで、この子ども・子育て会議におきまして確認と検討といいますか、そうした審議を行っていただくと、そういうことを目的としております。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　そうしますと、実情を聞いて計画に意見を反映することが主な内容かなと、成果物としては子ども・子育て支援事業計画をつくり上げると、そのための一助にするということだと思います。

とすると、実情を聞くということが大変重要になるわけですけれども、会議は委員15名以内をもって組織するということになっています。それで、（２）、（３）くらいは予想がつくんですけども、子どもの保護者について伺いますが、そうするとここは何人を予定されているんでしょうか。実情を聞くということになると、例えば乳児をお抱えの方、幼児、小学校低学年、中学年、高学年、中学校、高校生、18歳までですよね、子どもというと。そういう各階各層のそれぞれ事情や課題なんかがかなり異なってこようかと思うんですけれども、ここは一体何人を予定され、どの階層から選ばれるんでしょうか。これが大変重要かと思うんですよね。実情、課題、悩み、様々なことを受け止めて計画に反映するということになると、ここの構成が大変重要かと思われるんですけれども、これについての認識を伺います。

また、（２）、（３）についてもそれぞれお願いしたいと。（４）については、その他町長が特に認めるということでは、何か子育ての専門家、子どもの問題に関わる方を予定されているんでしょうか。そこら辺をお願いします。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

まず、現在策定中であります第３期立科町子ども・子育て支援事業計画でありますけれども、これは次年度から５か年の計画でございまして、令和７年度から11年度までということになります。この計画自体は５年間のものですから、内容の確認といいますのは、実際にその計画に沿って行われている施策などについての確認や検証ですとか、そういったことをこの会議でお願いしていくと。

ですから、計画そのものは基本的には５年間そのままで行きますというところでございまして、委員の構成ですけれども、これは本会議で提案をしてございます内容以上のものは、現在のところ決定はしておりませんが、この会議がですね、現在の計画策定をお願いをしております立科町子ども・子育て支援事業計画策定委員会、こちらを基本的に念頭に置いておりまして、これは参考までにということですけれども、こちらの委員会の委員の構成が今のところ14名の方に委嘱をしております。

その中には、住民を代表する者、教育関係者、保健福祉関係者、児童の保護者を代表する者、福祉施設等を代表する者、教育施設等を代表する者、行政機関を代表する者ということで構成をしておりまして、現在お願いしております方はそれぞれ、教育関係者は教育委員会教育長職務代理の方、それから保健福祉関係者は主任児童委員の方がお二人、それから児童の保護者を代表する者がたてしな保育園保護者代表、小学校保護者代表、中学校保護者代表、小諸養護学校保護者代表、児童クラブ保護者代表、福祉施設等を代表する者が社会福祉協議会会長、教育施設等を代表する者が小学校長と中学校長、行政機関を代表する者が副町長、それから住民を代表する者が区長会長と部落会長と、現在はこのような構成で計画策定を審議をいただいております。これを参考にいたします。

ただ、今回提案をしております会議の構成の内容については、現在のところ白紙でございます。

以上です。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　そうしますと、策定委員会のほうはこれで終わって、こちらのほうに移行するものなのかなというふうに認識をしておりますけれども、改めて子ども・子育て会議ということをつくられるわけなので、今お伺いすると、保育園、小学校、養護学校、児童クラブの代表、あと小中学校の校長ということになっておりますけれども、中学、高校の部分が抜けているのではないかと思うんですね。

やっぱり年代ごとに大変課題も違いますので、ここで改めて会議を設置するので、やはり漏れのないように各年代、各層の意見がちゃんと反映できるような構成にしたらいいかなと思うんですけど、策定委員会を参考にということなんですが、これは改めてそれは廃止されて、今度は会議を設置するものですから、ぜひそこら辺を再考されたらどうかなと。大変課題も大きいかと思うし、また小中学校の校長先生ということになると、管理職なわけですよね。やっぱり保護者の本音というのがなかなか届きにくい部分もあるのかなというふうにも考えるわけなんですけれども。

新しく会議を設置して、これからだということであれば、全世代を網羅してやる必要があるのではないかなと思うんですが、３回目になりますので、構成についての再考についてお伺いをいたします。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　構成につきましては、先ほど申し上げたとおり現在白紙でございまして、今後検討していくというところでございます。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第４　議案第６号

議長（今井　清君）　日程第４　議案第６号　立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第５　議案第７号

議長（今井　清君）　日程第５　議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第６　議案第８号

議長（今井　清君）　日程第６　議案第８号　立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第７　議案第９号

議長（今井　清君）　日程第７　議案第９号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第８　議案第10号

議長（今井　清君）　日程第８　議案第10号　立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第９　議案第11号

議長（今井　清君）　日程第９　議案第11号　立科町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10　議案第12号

議長（今井　清君）　日程第10　議案第12号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11　議案第13号

議長（今井　清君）　日程第11　議案第13号　立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12　議案第14号

議長（今井　清君）　日程第12　議案第14号　立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　今回は500円のところを別に定める額に改めるというもので、18歳までの児童についてはゼロ円にするというふうに伺いました。

それで、まずこれに関わる、影響される数というかね、何人分くらいを予定をしていらっしゃるんでしょうかということと、あと福祉医療費ということになると、ほかにあると思うんですが、別に定める額ということになって、これの対象になる方たちは何人くらいいらっしゃるんでしょうか。また、予算に対してはどの程度の影響、負担軽減になるでしょうか。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

まず、対象となる人数ですけれども、800名前後であるというふうに見込んでおります。

それから、別に定める額の影響でございますけれども、この部分につきましては、今般の18歳以下以外の方の部分についてはそのままでございまして、18歳未満の方、規則の中で定めようとしている条文ですけれども、提案説明でも申し上げましたが、読み上げます。「条例第６条第７号に規定する診療報酬明細書等ごとの額は500円とし、500円に満たないときはその額とする。ただし、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある者の額はゼロ円とする」と規定するということでございまして、18歳以下の方のみ特例的にゼロ円とする、その他の方は従前どおり500円のままという内容でございます。

それから、予算への影響でございますけれども、これも提案説明で申し上げましたが、令和７年度では150万円程度の町の財政負担ということを見込んでおります。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。３番、小野沢常裕議員。

３番（小野沢常裕君）　３番。私の認識が間違っていたらすみませんが、今、課長のほうで、町の予算150万ぐらいを用意して予算案に出しているというお話がありました。これから予算案については審議を進めていくわけですが、仮に500円はそうじゃなくて今のままでいいじゃないかと、予算案がもし修正された場合は、この議案第14号はどういうふうに扱われるのか、その辺をお聞かせください。

議長（今井　清君）　暫時休憩します。

（午前10時18分　休憩）

（午前10時28分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に戻り、会議を続けます。

今井総務課長。

総務課長（今井一行君）　今の小野沢議員のご質問を推測いたしますと、この今回500円の徴収を続けたほうがいいのではないかというふうに私は受け止めたんですけれども、そのことは予算のほうの予算案の修正とかではなく、この条例、福祉医療費の支給に関する条例の改正する条例、これを認めないということが引き続き500円の負担を頂くべきだということの意思表示になるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13　議案第15号

議長（今井　清君）　日程第13、議案第15号　立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　立科町家庭的保育事業等の設備ということなんですけれど、この対象はどのようなものであり、また町にはあるのかどうかをお伺いいたします。

栄養士または管理栄養士というのは、つまりそれだけ業種が広がって、栄養士でも管理栄養士でもいいよと、ただ必置事項になるんでしょうか、これについては拡大されたなというふうに受け止めるものですけれども、こういうものがあるのかどうかについてお伺いします。

議長（今井　清君）　羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君）　お答えいたします。

平成27年４月に本格スタートいたしました子ども・子育て支援新制度において、施設型給付及び地域型保育給付が創設され、地域型の保育給付は市町村の認可事業となりました。この認可事業は、地域型保育事業として小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の４つの事業に分類されます。家庭的保育事業等とは、児童福祉法に位置づけられた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業をいいまして、民間事業者から申請があった場合の許可基準を定めたものが立科町家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例となっております。

この民間事業者からということになりますけれども、立科町では現在こういった保育園等は申請等はございません。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14　議案第16号

議長（今井　清君）　日程第14　議案第16号　立科町観光牧場運営基金条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します、質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15　議案第17号

議長（今井　清君）　日程第15　議案第17号　蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。５番、芝間教男議員。

５番（芝間教男君）　５番、芝間です。立科町辺地総合計画のページ２ページになりますけれども、よろしいですか。

議長（今井　清君）　どうぞ。（（起立）の声あり）

５番（芝間教男君）　すみません。立つのを忘れておりました。失礼いたしました。

改めて質問いたします。立科町辺地対策総合整備計画の計画書の２ページになりますけれども、スキー場整備についてでありますけれども、蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する計画について、下線の３段目、「通年型施設として整備を図ります」とありますが、リフトをグリーンシーズンに利用して何か改修するなどの整備があるようにも捉えられますけれども、グリーンシーズン用のために何か行う整備というものはあるのでしょうか。

議長（今井　清君）　市川産業振興課長。

産業振興課長（市川　偉君）　お答えいたします。

特にゲレンデ内に整備をするというものは現時点では計画しておりませんが、リフトの整備によりまして、降り場に避雷場等は現時点で整備をする予定でおります。

以上になります。

議長（今井　清君）　もう一度、市川産業振興課長。

産業振興課長（市川　偉君）　お答えいたします。

夏場の雷等から利用者が避難をする場所をリフトの下に設置する計画でおります。

以上になります。

議長（今井　清君）　よろしいですか。

５番（芝間教男君）　はい。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　所管の委員会ではありますけれども、町長にぜひお伺いをしたいと思って質問いたします。

この計画、特に山のスキー場のスキー場整備事業について特化してお伺いをいたすところなんですけれども、昨年の３月に53億何千万の計画が出され、議会では修正否決をしたわけ――修正したわけなんですけれども、今回さらに下がって35億というふうに約18億円の減額で計画が出されました。それで、お伺いをいたします。令和７年から13年までの７年間で整備をするという内容になっています。

まず、大きく２点を町長にお伺いします。53億から35億の計画になったわけですけれども、まず大きく見直したもの、減額になった理由は何なんでしょうか。これが１点。

もう一つは、やっぱり大規模改修で、町の予算にも匹敵するような大規模改修について、これはやっぱ住民に問うべきだということを昨年の３月の議会でも私たち議会で申し上げたところなんですね。これからの山の観光がどうあってほしいか、特にこれから暖冬が進んで雪不足ということもあり、スキー人口も大変減ってきているとい

う状況の中で、２つのスキー場を維持していく必要があるのかどうか。ここで更新すると、また何十年もずっと続けなくてはいけないという大きなリスクもあるわけですよね。そういう問題について、改めて町民も含めて一丸となって山の観光がどうあるべきなのかということをみんなで考え合うと、そういう機会が必要ではないかということも、私は修正の一つの大きな理由だと認識をしています。

ところが、昨年３月に修正して以来、町長は全くそのような、私が知らないだけかもしれないので、どのような努力をされたのかと、町民について山の観光、里の観光について意見を伺って、みんなで考え合うというようなことの機会を設けたのかどうか、このことについてはお伺いしておかなくてはいけないというふうに思って、本会議で質問するところなんです。

やっぱり町の予算に匹敵するような大規模改修ですから、しかも、これから、これを一旦設備すれば、何十年も続く話、しかも暖冬、スキー人口は減っている。また、人口規模も、町の人口規模が減ってきていて財政自体も大変厳しくなってきている中で、こういうことをやってよいのかどうかということについて、しっかり問うべきだということを私は昨年のときにも申し上げたつもりでいます。このことについてはどのような努力をされたのかについてお伺いをしたいと思います。

この２点についてお願いします。

議長（今井　清君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　お答えさせていただきます。所管課の中での質問かと、でありますけれども、お答えさせていただきます。

今、村田議員のほうから話がありましたけれども、スキー場は現在、しらかば２in１スキー場と国際スキー場、２つございます。これは既存の施設です。この既存の施設をどのように改修していくかという過程の中で、昨年はいわゆる財源確保のためにこの整備計画の見直しの予算といいますか、事業費をお示しをしたわけでありますけども、その中ではあまりにも大きな額であるという話でございましたけれども、昨年は、昨年の中でもご説明させていただきましたが、どのぐらいお金がいわゆる辺地対策債の中でついてくるか分からない中で、大枠で出させていただいたと。しかし、これは議会の中で修正され、否決をされたということの中で、今回は根本から、じゃあ現在のスキー場についてどのような部分のところをしっかりと整備をして使えるところは使っていくという中では、議員各位から言われておりますように、実際のいわゆるやっていく事業費ベース、この中で検討してくれということだったと思いましたので、今回はそれをしっかりと精査、見直した中でお示しをしたのが総額35億円という額であります。

この額をお認めいただかないと、これからの予算化をしていくにも、事業予算をできないということであります。私どもは、あくまでも町民の皆さんの税金をお預かりしているわけでありますので、その税金をできる使わないで、他の国等々のお金を使

って、できるだけ町費を出していかないということで、これは当然財政規律をしっかり守っていくという観点の中で基本的に考えているところであります。

そういった中で、今回は全員協議会の中でお示しをし、今回の整備計画の変更をお出しをしているわけです。この整備計画の変更をお認めいただかないと、これからの事業予算につながっていかないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。今、村田議員は町民の皆様のということでありますけれども、まずは私はスキー場を守るというのが私の公約であります。この公約をしっかり守っていくために、一つのベースで案をお出ししているわけでありますので、これについてご議論いただく中で、最終的には町民の皆様にこれから報告を最終的にはしていくということになろうかと思います。（発言の声あり）

議長（今井　清君）　手を挙げてください。

９番（村田桂子君）　答えてないので、質問に。２つ質問しました。

議長（今井　清君）　もう一度手を挙げて言っていただけますか。

９番（村田桂子君）　そうすると２問目になっちゃうから。２回目になっちゃうでしょう。

議長（今井　清君）　どの部分が答えてないということ。

９番（村田桂子君）　53億から35億へ精査したとおっしゃったんですけれども、主にどこを見直してこんなに18億も減ったんだというところです。

議長（今井　清君）　具体的な箇所を知りたいという意味のことをおっしゃっていますかね。

９番（村田桂子君）　どのような内容ですかって。

議長（今井　清君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　先ほどもちょっと私のほうで答弁させていただきましたけれども、昨年の50億以上のいわゆる辺地債の枠をお願いしますよという変更申請のお願いをしたところ、それはあまりにも大きい数字で、１年間の一般会計の額に匹敵するような額であるということでありましたけども、昨年もそれは説明させていただきました。あくまでも全ての施設をそっくり更新をしていくという最大枠を考えたときに、50億という額は出ていたかと思いますけども、しかしそれは認められないよという中では、私どももそれ以降この１年かけてしっかりと精査をしてきたわけです。

ですので、スキー場の中で例えば支柱なんかをそのまま使えるところは使う、補強するところは補強する。しかし、昨年ああいった事故があった、そういったところに関してはしっかりと替えていくなら替えていくということをしっかりと精査した中で、今回は見直しをした額を35億でお示しをしたわけですので、その額はあくまでも私が申し上げた内容は、五十何億と35億というのはそういった精査をした中での差でありますので、ご理解を賜りたい。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　スキー場を守るということの町長の公約は私も賛成なんですけれども、国においてもそうですけど、公共施設、だんだん人口が減少している中では公共施設

そのものをダウンサイズとかね、規模を縮小すると、見直すということが求められているかと思います。

しかも、立科町も人口も減り続けていてという中では、同じ守るでも、２つともやるのか、１つだけ残すのかということも一つの対応策ではないかなと、選択肢にもなろうかなというふうに思うんですけれども、この計画は２つとも古いものは撤去し、先ほどの芝間議員の質問にあったグリーンシーズンのということだったんですけど、２in１のほうはずっと頂上まで延伸をして上からの眺望も楽しめるようにするという新規の増設計画も入っていますよね。そのように２つのスキー場をしっかりと見直して、さらにここから何十年もやれるようにしようという計画だというふうに私は受け止めています。これからの人口減少とか規模縮小の状況の中で、やはりそこら辺はそういうダウンサイズの考え方もあっていいんではないかなと思うんですが、そういう検討はされたんでしょうか。

それね、とても大きいというのはそこが一つあると思うんですけど、それともう一つは、前が53億で、よくよく見直したら35億だというのは、いかに前の計画がずさんというか、大ざっぱだったかなということも思うわけなんですけれども、やっぱりここ、そもそもこういう大規模改修のときにこれからのスキー場をどうするのかについては広く町民の意見を聞くと、町民の税金で成り立っていますからね、やっぱりそういうことは大事だと思うんですが、先ほどお答えがなかったのは、町民には全く投げかけてはいないよというお答えでした。これからつくってから言うんだと言うんだけど、つくった後、町民の皆さんにご意見を頂いて、修正することもあり得るということでよろしいんでしょうかね。そこの姿勢についてもお伺いしたいと思います。

議長（今井　清君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　もう何度もお答えさせていただいています。昨年出している50億からの額というのはあくまでも辺地対策債、この枠を頂かないとという中で、昨年は全ての大枠、いわゆる整備というより更新まで全てしていった場合の大規模改修のときの事業費ベースを考えたときに、大枠で出したものです。実際の私どもが計画した事業予算をお示ししたわけではありません。これはご理解いただきたい。

ただし、そのことにおいて議員の皆さんは、この整備計画の変更の出した対策債の大枠の額と、実際に実施していく事業費ベースを同等に考えられているのではないかなというふうに昨年は思いました。ですので、本年はあくまでも私どもがこの２つのスキー場をしっかり守っていく、そして２つのスキー場の魅力、それから特色、それと雇用、それから地域の皆さんの事業者の皆さんへの影響力、こういったものを全て勘案して考えますと、２つのスキー場を守っていくということは私ども行政に課せられた責務だと、私は思っております。

そのことが今回のスキー場の、２つのスキー場を守っていくために、じゃあどこのところをどれだけという観点の中でいろんなご指摘がありました。これについては再

度精査をさせていただいて、必要で直さなければいけないところは直さなければいけない、更新しなければいけないところは更新しなければいけない。こういったところを全て見直しをかけたわけです。その総額が35億というものをお示しをさせていただいたということでございます。

ですので、50億で検討したから35億になったということではありません。そこのところはご理解ください。昨年のところでどのように議員の皆様方がご理解をしたかは、私は分かりませんが、私も委員会の中でも説明をしていたはずです。ですが、それは理解が得られなかったという中では、当然、事業費ベース、実施する事業費ベースで考えなさいという判断だというふうに理解をしましたので、本年の中ではその辺を全て精査をして、35億という総額をお示しをしたところであります。

ですので、２つのスキー場が１つでというお話もありますが、逆にお聞きをしますけれども、１つのスキー場がなくなったときに立科町のいわゆる財産が１つなくなるわけでありますし、地域の中であるスキー場がなくなれば、そこで働く皆さんの雇用、それから地域の皆さんの事業をされている皆さんへの影響、そして立科町の景観、そしてスキー場は観光地の核であります。こういったものを１つなくしていいのかという議論には、私はならない。私はスキー場を守るというような公約で今日までやってきておりますので、これを私は守っていきます。このことは最終的には町民の皆様方に説明する部分があれば説明をしてまいります。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　３回目です。町長のお気持ちはよく分かりました。スキー場を守るということでね、雇用も含めてということだと思うんですけれども、私は私の考えもありまして、やっぱり町民の事業所が多く張りついている国際をしっかり守っていくべきかなと、向こうのほうはやりたい人に任せてもいいんじゃないかと、そうすれば新たな設備投資ね、18億円ですか、少なくともそちらのほうはかからないわけなんで、そういうことも含めて広く問うべきではないかなと思ったところです。

今お答えがなかったのが、町長、この計画をつくったときに町民に投げかけて町民の皆さん、私たちも、議会ももちろん議決するわけですけれども、理解が得られなかった、あるいは２つは要らないんじゃないの、もうちょっと身のほどに合ったスキー場の経営にしたほうがいいんじゃないかと、そういうご意見があった場合には修正することも可能でしょうか。そこの決意はお伺いしたいと思います。

議長（今井　清君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　そういうご意見があった一つには、いろんな事業を進めていく、あるいは政策を進めていく中で、全て100％その意に沿った、町民の皆さんの全ての意見ということは、私はないと思います。ですので、少なくとも私は今スキー場を守ると申し上げたのは、あくまでも現在の立科町の観光地の核であるそのスキー場をしっかりとこれからも維持していく、そのことは費用対効果を考えましても、そして現在のに

ぎわいを見ましても、スキー場が２つあって私は不足がないというふうに思っていますので、それを現時点で町民にお聞きをするという段階ではありません。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　２番、宮坂です。私自身も知識がないものですから、同じ箇所でお尋ねします。

私は、この斜線のところは35億という数字が隠れているというふうに解釈しているんですよ。そうすると、この条例が通ると、先に行って、先ほどの小野沢議員と一緒で、35億に対する事業、反対することはできないという解釈でよろしいんでしょうか。

議長（今井　清君）　今井総務課長。

総務課長（今井一行君）　まず、これは条例ではございません。整備計画の変更になります。今のご質問のことでいきますと、これはあくまで辺地債というものを申し込むに当たっての枠を確保する計画でございますので、今後の予算においては、これはこれ、予算は予算という考え方をしてよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

議長（今井　清君）　２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　私の心としては、これは認める、具体的な予算は認めないということは、私としてはできないんですよ。それでお尋ねしました。

以上です。

議長（今井　清君）　今井総務課長。

総務課長（今井一行君）　ですので、それはそういうふうに宮坂議員が意思表示を今後していただければいい話でありまして、今はご質問に対してのお答えをしたのみ、ところでございます。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　総務課長、大変申し訳ありませんでした。

議長（今井　清君）　質問じゃないですかね。質問をしてください。

ほかに質疑はございますか。10番、榎本真弓議員。

１０番（榎本真弓君）　10番、榎本です。今回、総合整備計画書を再提出していただきまして大歓迎であります。これはこれから総務経済で審議をされるわけですけれども、ここに書かれている計画の前段のこのラインを引いてあるところ、建設から30年以上経過しとか、これらの安全性が求められてない計画に対して今回再提出をされたわけですけれど、今回この再提出されたもので当然辺地債の予算枠が取れてくるわけですが、それで可能に、安心・安全なスキー場という形で取れますか。そのあたりの確約を逆に伺いたいです、今。

議長（今井　清君）　市川産業振興課長。

産業振興課長（市川　偉君）　お答えいたします。

昨年、この安全性の面から全てのリフトを基本的には更新するという基本調査に基づきまして、計画の変更を上げさせていただきました。しかしながら、予算規模が大きいという問題もございまして、担当課のほうでも、今年１年、再度検討を行いまして、先ほどもお話しさせていただいたとおり、使える施設は使えるということで調査を行いましたので、減額したことによりまして安全性については、搬器等は全て更新する、支柱等は使えるものは使っていくという考え方で今回の計画を提出させていただいておりますので、この整備で安全性は保たれるものと考えております。

以上になります。

議長（今井　清君）　10番、榎本真弓議員。

１０番（榎本真弓君）　観光施設というのは外貨を稼ぐ施設です。当然外貨ということで、地元町民はむしろそこの外貨を稼ぐ材料を持っている施設というふうに受け止めてもらいたいと思うんですが、それに対する先ほどの答弁で「支柱も使えるものは」っておっしゃるんですが、基本、前回の破損が起きたことも原因が分かってない、結局不安な状態で動かして、搬器は替えるけれど、支柱も非常に指摘をされている部分はありますです。

ですので、建物を持つ管理者としては運営側に対して本当にこれで安全ですよっていう形を取らなければ、貸すやはり責任、それが附帯でなければいけないと私は思います。外貨を稼ぐんですから、それなりの投資は必要ではないかと思います。

今回これで減にしたことによって、再度伺います、本当に安全と言い切れるかどうか、そこが私は一番大事なところなので再度伺います。

議長（今井　清君）　今、同じ質問じゃないですか。（（はい）の声あり）

残時休憩します。

（午前10時57分　休憩）

（午前10時59分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に戻り、会議を続けます。

市川産業振興課長。

産業振興課長（市川　偉君）　お答えいたします。

先ほど私のほうで説明のほうが不足しておりましたが、支柱につきましては昨年の調査によりまして、今回の計画では補強を行うということで、全く手をつけないものではございません。その補強によりまして、調査の段階では安全が守られるのではないかということでありますので、今回の計画を上げさせていただいておりますが、しかしながら全面更新ということではございませんので、担保が完全に図られるかということにつきましては、まあ100％とは言い切れませんが、町としては、調査報告で改修を要する部分については今回の計画で全て改修を行うことで計画を上げておりま

すので、現時点ではこの計画で安全が図られるのではないかということで進めていきたいと思います。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。10番、榎本真弓議員。

１０番（榎本真弓君）　では、担当課に、まだなかなかないかというぐらいのことしか答弁はできないということですけど、ここが一番重要なところなんですが、私ども議会のほうにも観光協会から改修工事に関する要望書というのが提出を議長のほうから頂きました。これは当然町のほうにも届いているというふうに受けておりますけれども、ここに、ちょっと読ませていただきます。「白樺高原エリアには将来を見据えて設備投資をし、日々営業をしている事業者がおります。後継者や新規事業者も安心して事業を行えるエリアにしたいと考えております」。最後のほうに「地域事業者の声をお聞きいただき、スキー場リフトの全面改修を早期に実現していただくことを切にお願いします」という要望書が届いていますよね。

これに対する回答は何か観光協会にされましたでしょうか。そこを質問いたします。

議長（今井　清君）　市川産業振興課長。

産業振興課長（市川　偉君）　お答えいたします。

先日、要望書のほうは町のほうでも頂いておりますので拝見させていただきました。文書による回答はしておりませんが、その要望につきましては、昨年来、事故が発生してから、業界や事業者の方からは早期の改修を求める声は伺っておりますので、何度かお話をお伺いしている際には、口頭では早急に町としては改修を進めていきたいということでお話をさせていただいておりますが、先ほど申しましたが、文書での正式な回答というのはしておりません。

以上になります。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16　議案第18号

議長（今井　清君）　日程第16　議案第18号　令和６年度立科町一般会計補正予算（第７号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　質問いたします。

まず、12ページなんですが、衛生費国庫負担金ですけど、未熟児養育医療費等負担金、これは県のほうもありますが、医療費については無料だというふうに承知しておりますけれど。

議長（今井　清君）　すみません、十何ページと言いましたか。

９番（村田桂子君）　12ページです。12、13にありますが、国庫負担金の中の衛生費国庫負担金で未熟児養育医療費等負担金２万9,000円ということになって、これは国から来るお金かと思いますが、医療費については無料だというふうに承知しているんですが、これはどういうことに特化されたものなのかということを１点お伺いいたします。

それから、２点目はページ数28ページ、このことも含めて未熟児養育医療給付25万円、衛生費でうちが支出するわけなんですけれども、これが中身についてね、どうかというのを、何かということを１点目にお伺いいたします。

それから、２点目は35ページになります、教育振興経費でお伺いします。事務局費として200万円の補正があって、教育文化振興協議会に200万ということになっています。教育文化振興協議会というのは一体どこにあって何をやっているかということと、この３月の末になってさらに200万円増資するというか、増加することの意味についてお伺いいたします。それが２点目ですね。（（これ予算委員会でやる）の声あり）予算委員会じゃないよ、補正予算だから。予算委員会にならない。（発言の声あり）

議長（今井　清君）　よろしいですか。

９番（村田桂子君）　それと、もう一つは、ごめんなさい、12ページのところもちょっと落としたんですけれども、先ほど出産・子育て応援交付金で50万6,000円ということがありました。これ妊婦さんにというお話だったんですけれども、この名前がちょっとなじみがないんですけれども、この内容についてのご説明をお願いします。

議長（今井　清君）　今のは12ページですか、最後に言ったのは。

９番（村田桂子君）　はい。12ページ。

議長（今井　清君）　出産・子育て応援交付金っていうやつですか。荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

まず、12ページ、未熟児養育医療費でございますけれども、これに関しましては、国や県の負担を伴う医療ということで、文字どおり未熟児の場合にそのまましばらく医療の継続がその状態で必要であるという場合には、国、それから県、それから町が相応に負担をしまして、その費用を賄うというものが制度としてございまして、それに関して、これは申請をいただいて給付をすると、そういう制度でございます。それについて実績見込みに伴いまして、今回、支出において増額が必要になったので、それに合わせて国庫負担分、それから県負担分についても増額を計上しているというところでございます。

それから、次に３番目のご質問で同じく12ページ、15款国庫支出金２項２目民生費国庫補助金の中の出産・子育て応援交付金というものでございますけれども、これにつきましてはシステム改修費がございまして、それが国の制度が変わった関係でシステム改修が必要になりましたけれども、今年度中に着手をする場合にはこの国庫補助の対象になるということで、繰越事業でございます。今年度中に予算措置をして着手をする予定ですけれども、実際の改修自体は次年度になるというふうなことでござい

まして、システム改修費に対応した国庫補助金ということでございます。

以上です。

議長（今井　清君）　羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君）　お答えいたします。

35ページの教育文化振興協議会についてのお問合せですけれども、こちらの教育文化振興協議会は寄附金等の活用をもって町の教育文化の振興発展を図るために事業を行っております。例えば児童生徒等の人材育成に資する事業ですとか、教育文化に係る地域振興に関する事業、また小中学校、それから高校、それから一般の音楽振興に関する事業、その他目的に必要な事業ということで組織された協議会でございまして、議長、代表監査委員、教育長職務代理、教育長、公民館長、小中学校、それから高校の校長先生等を委員としているものでございます。

今回ですけれども、200万円ですけれども、町内の企業からご寄附がございまして、それを今回補正としてこちらの教育文化振興協議会のほうへ支出をするということになります。

以上です。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　まず、12ページのところですが、未熟児の、そうすると養育医療費、医療費そのものは無料だというふうに思っているんですが、申請によるものということになると、保護者から誰に申請するんですか。無料ですよね。そこの申請の意味がよく分からなくて、例えば保育器とか、同じ医療でも高度のそういう医療がかかるのがあって、それが別枠で請求されて、それで申請して無料になるものなのか、国や県がそれについてお金をくれるわけですけれども、この意味がちょっと分からないんですね。赤ちゃんを産むと当然無料になっているんだと思っているんですけど、これがどういうところで出てくるのかがまず１つ、これね、これについてです。

それから、先ほどシステム改修の話があったんですけど、これの前、私が知っている制度では、妊娠届をすると５万円でしたっけ、出産したら５万円でしたかね、何か違う名前だったような気がする、そういうのは知っているんですけど、それを何か変えることでシステム改修が必要になるんでしょうか。その意味ですけどね、妊婦の応援する事業というのがどういうふうにシステムを変えるのかということのご説明をお願いします。

それから、教育文化振興のほうですけれども、教育寄附金があるから原資としてやるんだっていうことなんですけど、それって寄附金条例の中の教育文化のところの寄附金のところに入るのかなとか思うんですけど、教育文化振興協議会に交付される形になっているので、その協議会自体がお財布を持っていて、どんどんたまるのかなと、特に年度末で200万円そこの協議会に渡すことになるとなると、これまでもそういうことがあって協議会自体がお財布、財政を持っていることになるんでしょうか。そこ

ら辺が大体残高とかどのくらいあるものなのか、そこ、教育寄附金の中に入るのなら分かるんですけれども、教育文化振興協議会の中に入るということの意味がよく分からないのでお願いいたします。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

まず、未熟児養育医療ですけれども、医療費無償化といいますのは福祉医療費のことでありますが、これはほかの制度でそういったものが財源補填といいますか、財政が補填されない場合にこの福祉医療に該当になるんですけれども、その前に別の制度として未熟児養育医療という制度がありますので、それは別のものであるということで、これは福祉医療費とその財政負担をする者が異なりまして、国庫補助ですとか、県からも補助があると。福祉医療に関しましては、基本的には財政負担がそれとは同じではないということで、場合によっては町負担という場合もありますけれども、それとは別の制度としてこの制度があるということでございます。

それから、出産・子育て応援交付金のことにつきましては、これは国が制度の変更がございます。こちらが名称の変更も伴いまして、それに合わせて内容が一番違いますのが、これまでは妊娠の届けをした妊婦及び出生した児童数という算定基礎でございましたが、新しくは妊娠している者及び妊娠している子どもの数の中に流産・死産等も含む、このことが一番大きく変更となる。制度そのものも変わりますけれども、内容的に大きく変わるのはその部分であると。そういった関係で、システムの改修が必要になって、そのシステムの改修に要する費用に関しましては今年度の着手に限って国庫の補助制度が活用できると、こういうふうなことになっておりまして、今回計上をしているところであります。

以上です。

議長（今井　清君）　羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君）　お答えいたします。

議員お問合せの、ご質問の基金というのはふるさと寄附金かと思いますが、こちらのほうはそれとはまた違いまして、企業等から、個人もそうですけれども、企業等から教育文化のために使ってほしいという、ふるさと寄附金とはまた違った寄附を頂いた場合に、こちらの教育文化振興協議会のほうへ積立てをしております。お財布のほうはやはり別になっておりますけれども、残高については、すみません、私、今、手元に資料がございませんので、お答えはできません。

以上です。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　未熟児の問題については、福祉医療とは別の会計で、未熟児についての特別のそういう支援制度があるということで理解いたしました。

それから、子育て支援事業費の中の妊婦のためのものというのが例の５万円、５万

円で、死産・流産の分も含まれるように改善されたということで理解をいたしました。

最後の分も、特別、教育文化の振興についてということの名指しの寄附の場合はそこに入れるんだと、そこはまた別会計で財政を持っているということで理解したので、またそれは後で詳しくどのくらいあるのか聞きたいと思います。

もう一つちょっと聞き逃してしまったんですけれども、ページ26ページですね、高齢者福祉の中で地域包括支援センター事業について、課長さん、さらっとおっしゃったんですが、何か利用者と直接契約することになるというようなお話だったです。これって例えば要支援の方とか要介護になった方とか、どこの施設にお世話になろうかとか様々な福祉の相談をするところの場所かなと思っているんですが、この大きく減った原因というのが地域包括支援センターを経由せず個人が直接事業者と契約するんだというようなふうに聞こえたんですが、それでよいのかどうか、まずその中身、これだけ大きく減額された理由について、もう一度お願いできるでしょうか。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

ご質問の件に関しましては、これまでは地域包括支援センターを経由して契約をしていたというものが、利用者と事業所が直接できるようになったので、途中で経由をしていた地域包括センターの予算計上が今回それだけ減額になるということでございます。

経緯としましては、令和６年の３月までですけれども、町が居宅介護支援事業所へ介護予防支援、予防のケアプラン作成というものの委託をしているということで予算計上しておりましたけれども、４月から居宅介護支援事業所、これが町から介護予防支援の事業所指定を受けまして、受給者との直接契約による介護予防支援を実施することができるようになったということでございまして、途中の地域包括支援センターでの予算計上を今回減額するというふうな経緯でございます。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　２番、宮坂です。ページ33ページ、下段、住宅安全対策補助金、この申請件数と、１件当たりで最高に補助を出した金額、お尋ねします。

議長（今井　清君）　33ページですね。

２番（宮坂幸夫君）　33。

議長（今井　清君）　篠原建設環境課長。（（この後、委員会付託するんですが、宮坂委員は社会文教建設常任会の委員ですので、そちらでよければ）の声あり）委員会で。

２番（宮坂幸夫君）　ここで聞いてはいけないんですか。絶対いけないということであれば、やめますけど。あくまでも以前からのルールでそうなっているということであれば、お聞きしたいですね。いけなきゃいけないんですよ。丸か、バツかです、私の考え方は。

議長（今井　清君）　暫時休業します。

（午前11時21分　休憩）

（午前11時22分　再開）

議長（今井　清君）　休憩前に戻り、議事を開きます。

２番、宮坂幸夫議員。

２番（宮坂幸夫君）　２番、宮坂です。ただいまの質問、取消しをします。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17　議案第19号

議長（今井　清君）　日程第17　議案第19号　令和６年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18　議案第20号

議長（今井　清君）　日程第18　議案第20号　令和６年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19　議案第21号

議長（今井　清君）　日程第19　議案第21号　令和６年度立科町介護保険特別会計補正予算（第２号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　３ページです。３ページの歳出でお伺いいたします。

１億円を超える保険給付費が大きく減額になっています。この大きな減額の理由は何でしょうか。

議長（今井　清君）　ページ、すみません、もう一度。

９番（村田桂子君）　３ページと、さらに詳しく書いてあるのは７ページです。大きな減額の理由です。

それが１つ目と、もう一つは９ページの基金の積立金、これは３年間の計画の中でおやりになるものだと思うんですけれど、今年度末の積立残高はどのくらいになりましょうか。

それから、最後の10ページですね、予備費9,000万円、積み増しされました。主に返還金と、調整交付金がマイナスになって返還することになるからということだったんですけれども、この調整交付金というのは高齢者の数によって出されているのかなと思うんですけれども、この理由というのが、どの程度、なぜかというところをもう一回お願いします。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えをいたします。

まず、１点目、保険給付費が大分減額になっているという点につきましては、これは結果として請求額が予算額よりも少ないということでございまして、明確にどのような原因かということは承知をしておりません。

ただ、類推ですけれども、受給者の減少ですね、介護認定者ですとか死亡される方、こういった方が減少しているという傾向がございますので、こうしたことが要因としては考えられるというところでございまして、それ以上の内容につきましては承知をしておりません。

それから、２点目ですけれども、（（基金について）の声あり）２点目の基金につきましては、（（残高）の声あり）令和５年度末が１億4,300万円余りでございまして、令和６年度でおよそ1,000万円程度を取り崩すという予算を計上しておりまして、差し引きますと、令和６年度末では、今の予算上ではありますけれども、１億3,300万円程度が次年度へ繰越しになるというふうなことで計上をしております。

それから、最後に予備費のことにつきましては、これにつきましては国や県や支払基金などへの精算が例年翌年度になるということでございまして、その精算の場合には一旦町が受け入れた国や県や支払基金からの財源をお返しをすると、これ例年そういうことが行われておりますけれども、そういったことのために翌年度返還をしなければなりませんので、この予備費で一旦計上をしていると。それにあわせて、今年度の分につきましても、まだこれから、確定がしていませんけれども、それにつきましても減額になる見込みであるということで、そういった要するに他の返還をしたりですとか、または収入が予算よりも減ってくると想定される、そういったことの財源のために一時的に現段階では予備費に計上しているということで、余っているわけではないと、そのようなことで申し上げたいと思います。

以上です。

議長（今井　清君）　９番、村田桂子議員。

９番（村田桂子君）　最後の予備費についてと積立金については分かりました。

最初のほうなんですけども、受給者の減少によるものだということも言ってあるか

と思いますが、概数で大体どのくらい減っているのか、お持ちかどうかね、また委員会のほうで詳しくお聞きできれば、私も担当ではないので、その資料も示していただければいいかと思うんですが、そこをまずお願いしておきたいと思います。

それと、もう一つ、この７ページを見ますと、居宅介護サービスというのはいわゆるヘルパーさんが居宅に行ってということだと思いますが、施設介護サービスのほうも2,000万円のマイナスになっているんですね。これについてはずっと前から、ハートフルケアたてしなでやっていらっしゃる、あそこの施設でヘルパーさんが足りないために、入りたいけれども受け入れられない状況にあるということを私も聞いております。そこのことが大きく響いているのではないかなと。居宅で介護されている方が、空きがあれば入れさせてもらいたいんだけれども、なかなかヘルパーの手当てができないために、空いていても受け入れられないんだというお話も聞きました。一体どのくらいが空いていて、ヘルパーさんが何人くらい足りないのか、そういうことについてどのような対策を取られてきたのかについてお伺いをいたします。

議長（今井　清君）　村田議員、予算の内容について質問をお願いします。

９番（村田桂子君）　ですから、減額されたので、どういう努力をしてきたのかということを伺っています。（（減額の予算についての質問ということでいいですかね）の声あり）はい。だから、事業が十分できなくて、これだけ減るだろうということで出されているわけですよね。2,000万円も減るだろうという予測の下に出されているわけでしょう。だからどうしてですかということなんですけど。

議長（今井　清君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

まず、要介護の認定者数でございますけれども、令和６年の12月時点で要支援１から要介護５の方が合計で373名、これが令和５年度の12月の時点では390名でしたので、差引き15人減っていると、このことが影響しているのではないかというのは推測でございまして、先ほども申し上げましたとおり、内容的にどういうことで幾ら減っているというふうなことは承知をしておりません。

それから、保険給付費の減額につきましては、個別の事業所のことにつきましては、これも結果として請求の金額が予算よりも減ってきているという結果のみで、これは予算を計上しているわけでありまして、個別の事業所のことについてはあくまでも憶測という範囲であろうと思いますし、また私どもがこの場でお答えをすることではないというふうに考えます。

以上です。

議長（今井　清君）　ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20　議案第22号

議長（今井　清君）　日程第20　議案第22号　令和６年度立科町索道事業特別会計補正予算（第２号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21　議案第23号

議長（今井　清君）　日程第21　議案第23号　令和６年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第１号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22　議案第24号

議長（今井　清君）　日程第22　議案第24号　令和６年度立科町水道事業会計補正予算（第３号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23　議案第25号

議長（今井　清君）　日程第23　議案第25号　令和６年度立科町下水道事業会計補正予算（第２号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。７番、村松浩喜議員。

７番（村松浩喜君）　７番。補正予算書２ページをお願いいたします。

債務負担行為第４条で、このものが内容が廃止されたということになっておりますけれども、この廃止の理由を教えてください。

議長（今井　清君）　篠原建設産業課長。

建設環境課長（篠原英男君）　お答えいたします。

令和６年度におきまして、立科特環マンホールポンプ場の整備工事のほうを予定しておりましたが、国庫補助金等がこの事業を実施する額まではちょっとつかなかったもので、事業自体を来年度に送っております。来年度の当初予算にも計上してあるんですけれども、そのため通常ですね、債務負担行為、その設定した年に契約しなければそのまま廃止になってしまうんですけども、予算上、明確にしたほうがいいということで、今回廃止という形で計上させていただいております。よろしくお願いします。

議長（今井　清君）　よろしいですか。

先ほど私、すみません、「建設産業課長」と申し上げましたが、「建設環境課長」の誤りでして、おわびして訂正いたします。

ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

（午前11時34分　散会）